

「日本版包装前面栄養表示ガイドライン（案）」への意見に対する消費者庁の回答

意見の表題	意見・理由	消費者庁の回答
ガイドライン全般について(普及啓発の必要性)	<p>更なる栄養成分表示の利活用や、消費者自身が栄養成分等について 1 日の目安との関係が把握できることを目指し、ガイドラインが作成されたことは有意義と考えます。</p> <p>その一方で、今回のガイドラインではシンプルな様式を採用したこともあり、表示だけでは消費者の十分な活用につながらない可能性があります。消費者が表示を見て活用できてこそ取組の意味があるため、普及啓発のための資料作りや、学習会の開催などを積極的に行っていただきたいです。</p>	<p>(個別回答はありませんでしたが、他の意見への回答として、制度の周知や普及啓発に努めていく旨が言及されています。)</p>
ガイドライン全般について(取組に要する社会的コスト)	<p>「日本人の食事摂取基準」は 5 年ごとに策定されるため、「摂取目安に対する割合」の根拠となる栄養素等表示基準値も同様の期間ごとに改定されることが見込まれます。消費者にとっては最新の基準値に基づく表示が望ましい一方、基準改定の度に直ちに改版が必要とされた場合には多大な社会的コスト(事業者にとっては改版のコスト、消費者にとっては価格転嫁によるコスト)が発生するおそれもあります。表示の切替の猶予期間を長めにとる等、社会的コストが膨らまないような措置が必要と考えます。</p>	<p>御意見は、今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>なお、日本版包装前面栄養表示は、食品表示基準に位置付けるものでなく、法令上の義務は課さないガイドラインに位置付けたものです。現時点で経過措置期間等の特段の期限を設けることは想定していませんが、本取組の経緯や目的を踏まえ、消費者庁としては日本版包装前面栄養表示が適切に運用されるよう、食品関連事業者等に向けて当該制度の周知や普及啓発に努めてまいります。</p>
「4 ガイドラインの範囲」および Q & A の問 7 について	<p>ガイドライン案では食品単位として設定する 1 食分の量について、食品関連事業者等が定めることになっていますが、消費者庁が設定の考え方やルールを具体的に示すべきです。</p> <p>事業者が 1 食分の量を都合よく設定することで、訴求したい栄養素等を多く見せたり、少なく見せたりするおそれがあります。また、消費者の 1 食分の量の</p>	<p>日本版包装前面栄養表示が国民の健康の維持・増進に資する取組として役割を果たす上で、食品単位の設定を含め、日本版包装前面栄養表示を適切に運用していくことは重要であると認識しています。</p> <p>食品単位の設定については、1 食分の量が設定しづらい食品があ</p>

	<p>イメージが幅広いなど、設定が難しい食品では事業者が表示を躊躇することも考えられ、包装前面栄養表示の普及の妨げになり得ます(弊会では1食分の量で栄養成分等を表示した商品に対して、設定した量が妥当でない、納得できないという意見が寄せられた経験があります)。消費者にとっては、1食分の量が事業者間で大きく異なった場合、商品間の比較がしづらくなり、適切な選択を妨げるおそれがあります。</p> <p>米国では食品医薬品局(FDA)が食品ラベルに表示すべき1食分の量(Serving Size)を定めるための指針を提供しており、消費者、事業者に分かりやすく、かつ一貫性のある表示が実現されています。このように、消費者庁から合理的な根拠に基づく1食分の量の目安が示されれば、消費者、事業者双方が納得して利用でき、日本版包装前面栄養表示の普及にもつながると考えます。</p> <p>なお、1食分については、「国や事業者が推奨する食品・栄養成分等の摂取量である」等の誤解を招かないよう周知が必要と考えます。</p>	<p>ることも想定されます。一方で、ガイドライン案において、こうした食品を適用対象外とすれば、当該食品を扱う食品関連事業者等が日本版包装前面栄養表示に積極的に取り組みづらいケースが生じざるを得ないほか、食品関連事業者等の工夫により可能な情報提供をしていただくことを期待していることもあり、適用対象外とはしていません。</p> <p>今後、例えば、同種商品を取り扱う食品関連事業者等の間や御指摘のあった業界団体内の場で、当該商品毎の食品単位の取扱いを含め、日本版包装前面栄養表示の取組を進めていく上で意見交換の機会が設けられる等の際、消費者庁としても必要な助言など協力と後押しを行うとともに、日本版包装前面栄養表示が適切に活用されるよう、消費者や食品関連事業者等に向けて当該制度の周知や普及啓発に努めてまいります。</p>
<p>「6 販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の取扱い (2) 摂取時の状態における栄養成分等の量を表示する際の留意点」について</p>	<p>調理に用いる食品の種類やその量が分かる調理方法については、包装前面栄養表示様式中又は様式の近接した箇所に表示することを原則としています。この文字サイズも、5の「(6) 様式に用いる文字」に従って8ポイント以上とすべきでしょうか。</p>	<p>調理に用いる食品の種類やその量が分かるよう表示される調理方法については、消費者が摂取時の状態における表示であることを認識できるよう、視認性に配慮した文字の大きさで表示することが望ましいです。</p>
<p>同上</p>	<p>調理方法が複雑な場合、様式の近接した箇所に調理方法をすべて表示すると文字数が多くなり、視認性を損なう可能性があります。調理方法が裏面等に明確に記載され、消費者の誤解の余地がない</p>	<p>日本版包装前面栄養表示は、本取組を通じて更なる栄養成分表示の利活用につながるとともに、消費者自身が1日に必要な栄養成分等の量の目安を把握できるように</p>

	<p>と考えられる場合には、「裏面記載の調理方法で調理した場合」等の表示を可能としていただきたいです。</p>	<p>なることを目的としています。この目的を踏まえ、この判断に直接的に資する食品名や調理方法の概要（ガイドライン案「6 販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の取扱い（1）販売時と摂取時の栄養成分等の量にかい離が生じる食品の範囲」）については、前面に表示することが望ましいと考えます。</p>
<p>Q & A の問 10 について</p>	<p>食品単位当たりでエネルギーにおいては 1 kcal 未満、たんぱく質、脂質及び炭水化物においては 1 g 未満、食塩相当量においては 0.1 g 未満となる場合には「<1 kcal」「1 kcal 未満」等と表示することが可能とされています。一方で「包装前面栄養表示に用いる栄養成分等の量は、栄養成分表示と一致させることが望ましい」とされていることから、栄養成分表示における「0 と表示することができる基準」に適合している場合は、包装前面栄養表示においても、不等号や「〇〇未満」を用いず、0 と表示しても差し支えないでしょうか。</p>	<p>ガイドライン案の「5 基本的な表示方法（3）栄養成分等の量」において、「日本版包装前面栄養表示に表示する栄養成分等の量については、…栄養成分表示の値と一致させることが望ましい。」としています。したがって、栄養成分表示において 0 と表示している場合は、日本版包装前面栄養表示に表示する栄養成分等の量においても 0 と表示することとなります。</p>